

	資料提供
	令和4年12月15日
担当課 (担当者)	高病原性鳥インフルエンザ 防疫対策本部 畜産課（田中、寺坂）
電話	0857-26-7285

鳥取市における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う搬出制限区域の解除

鳥取市で確認された高病原性鳥インフルエンザについては、本日で発生農場の防疫措置が完了した12月5日（月）から10日目となります。

これを踏まえ、農林水産省と協議の結果、12月16日（金）午前0時をもって、搬出制限区域（半径3～10km）を解除します。

また、搬出制限区域の解除に伴い、消毒ポイントの運営を見直します。

記

1 搬出制限区域の解除

解除時期：12月16日（金）午前0時

区域内の家きん農場：なし

2 消毒ポイントの運営の見直し

消毒ポイント場所	運営時間	廃止
山陰道 鳥取市良田 チェーン脱着場	0～20時	移動制限区域の解除をもって廃止予定
国道9号 鳥取市伏野 伏野パーキング	廃止	搬出制限区域の解除をもって廃止
国道9号 鳥取市気高町八束水 八束水パーキング	廃止	
国道9号 鳥取市福部村湯山 国道9号バイパス 湯山トンネル東側パーキング	廃止	
国道53号 鳥取市河原町徳吉 国土交通省車両基地前	廃止	

※消毒ポイントの詳細については、別途ホームページに掲載します。

3 防疫措置の経過と今後の見込み

(1) 殺処分：12月3日（土）午後1時25分終了

(2) 汚染物品の処理、鶏舎等の消毒：12月5日（月）午後5時終了 [防疫措置終了]

(3) 殺処分鶏の焼却：12月14日（水）午前7時40分終了

(4) 搬出制限区域の解除：12月16日（金）午前0時

(5) 移動制限区域の解除：12月27日（火）午前0時（予定）

家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されていません。安心してお召し上がりください。

